

議案第 10 号

博物館協議会委員の任命について

博物館協議会委員を次のとおり任命する。

令和 3 年 7 月 8 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 8 号）第 8 条の規定に基づき設置している博物館協議会の委員が令和 3 年 8 月 31 日をもって任期満了することに伴い、新たに委員を任命する必要があるため、この案を提出する。

博物館協議会について

1 博物館協議会とは

北九州市立自然史・歴史博物館の運営に関し、館長の諮問に応じ、中・長期的な課題等について調査・審議するとともに、館長に対して意見を述べる機関。

2 設置年月日

平成15年9月1日

3 委員構成

- 定数 20人以内
- 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が任命する。

4 委員の任期

委員の任期は2年。再任は妨げない。ただし、最初に就任したときからの任期を通算して10年を限度とする。

5 開催内容

- 毎年1回（ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。）
- 博物館の事業計画及び事業実績等について、委員各々の専門的な見地からの意見を聴取する。

(案)
博物館協議会委員名簿 (改選後)

区分	委員氏名	所属・役職等	性別	備考
学校教育	針尾 泰久	北九州市立赤坂小学校 校長	男	学校
	川津 博司	北九州市立浅川中学校 校長	男	学校
社会教育	井上 龍子	八幡駅前開発株式会社 代表取締役社長	女	
	染川 香澄	ハンズ・オン プランニング代表	女	
学識経験者	阿部 芳久	九州大学大学院 比較社会文化研究院教授	男	自然史
	岩松 文代	北九州市立大学 文学部教授	女	歴史
	緒方 泉	九州産業大学 地域共創学部教授(大学美術館長)	男	博物館学
	杉山 未菜子	福岡市 経済観光文化局 博物館 運営課長	女	歴史
	富田 幸光	国立科学博物館 名誉研究員	男	自然史
	三島 美佐子	九州大学 総合研究博物館教授	女	自然史
公募	吉田 涼香	北九州市立大学 学生	女	

委員任期 令和3年9月1日から令和5年8月31日まで

女性参画率 11人中6人 (54.5%)

博物館協議会委員名簿（改選前）

区分	委員氏名	所属・役職等	性別	備考
学校教育	針尾 泰久	北九州市立赤坂小学校 校長	男	学校
	山本 浩三	北九州市立高見中学校 校長	男	学校
社会教育	井上 龍子	八幡駅前開発株式会社 代表取締役社長	女	
	染川 香澄	ハンズ・オン プランニング代表	女	
学識経験者	阿部 芳久	九州大学大学院 比較社会文化研究院教授	男	自然史
	岩松 文代	北九州市立大学 文学部教授	女	歴史
	緒方 泉	九州産業大学 地域共創学部教授(大学美術館長)	男	博物館学
	杉山 未菜子	福岡市 経済観光文化局 博物館 運営課長	女	歴史
	富田 幸光	国立科学博物館 名誉研究員	男	自然史
	三島 美佐子	九州大学 総合研究博物館教授	女	自然史

委員任期 令和元年9月1日から令和3年8月31日まで

女性参画率 10人中5人（50.0%）

博物館協議会の設置根拠

博物館法

第三章 公立博物館 (設置)

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。
(博物館協議会)

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

博物館法施行規則

第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第18条 法第二十二條の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例

(図書館協議会等)

第8条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。

3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ30人以内、20人以内及び20人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

北九州市立自然史・歴史博物館規則

(博物館協議会)

第5条 博物館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

5 協議会の庶務は、博物館において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。